

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 中 堺 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月22日（火）午前10時00分から 午前11時00分までの間	
開催場所	大阪府中堺警察署 6階講堂	
出席者	委 員	谷野会長 浅尾委員 阿萬委員 畷岡委員 谷埜委員 中谷委員 森委員
	警 察	署長 副署長 地域課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 総務課長 犯罪抑止戦略官 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長挨拶</p> <p>本年2回目の開催でございます。</p> <p>コロナ禍も終息に至らない現状下ではございますが、この中区では盆踊りから始まり秋祭り、また中区民フェスタ等の様々な大きな行事が行われて参りました。</p> <p>行事が大きくなりますと人が動くのが常でございます。</p> <p>皆様方の要望や警察からの状勢等を踏まえて警察からの御指導をいただきたいと思っております。</p> <p>本日はよろしく申し上げます。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>本日は、お忙しい中、警察署協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より警察行政各般にわたり深い御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>さて、今年は、中堺署が開署して初めての布団太鼓、だんじり、そし</p>	

て原池における花火大会等の大イベント開催等を迎え、大きな事故等もなく無事に警備を終えました。

次に、当署の主な犯罪情勢を説明いたしますと、自動車盗、車上ねらいが堺市内警察署の中でも多発傾向にあり、さらには特殊詐欺も11件発生する等予断が許せない状況であります。

また、先日、大阪府警において柔道大会が3年ぶりに開催されました。

1回戦は富田林署と対戦し、中堺署として記念すべき1勝をあげることができましたが、2回戦は残念ながら港署に惜敗しました。

地域住民を守る警察官として柔道、剣道そして逮捕術等術科訓練は必須でございます。

日頃の術科訓練の成果を披露でき、選手だけではなく署員全員の士気が上がる大会でありました。

最後になりますが、本日の警察署協議会は、会長をはじめ委員皆様方から、これからの中堺署がいかにあるべきか、あるいはどうしていくべきか等忌憚のない御意見を頂戴し、業務運営に反映させて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

議事概要

3 各課長挨拶

4 議事

(1) イベント時の警備体制及び交通対策について

【委員】

今後原池公園でイベントが順次開催されます。

前回、中区民フェスタでも大勢の方が来られました。

11月5日の花火大会でも露天が約100店、花火が約1000発上がり、このようなイベントが定着すれば大規模なイベントになります。

そこで、警察によります太規模イベントでの警備体制や交通渋滞等の対策等について聞かせていただきたい。

【警察】

祭礼等の雑踏警備に関する基本的な考え方につきましては、あくまでも、イベント等の行事全般の責任は主催者等にあり、警察としましては、主催者や施設管理者に対して開催日時場所、開催の目的及び具

体的な安全対策等について聴取し、必要な助言・指導を行う立場にあります。

例えば、会場の収容能力及び動線となる道路の幅員等の把握、施設の出入口及び非常口、広報及び照明設備の設置場所等の確認、主催者の責任体制の明確化等が挙げられ、開催されるイベントごとに、詳細かつ具体的な指導を行っています。

しかし、警察力が必要と判断される場合は、警察部隊を配置し主催者等と連携し、雑踏警備や交通規制を行います。

(2) 覚醒剤事犯の現状について

【委員】

中区は安全安心で住みやすい町だと思っていましたが、薬物事犯が多いように感じておりまして、薬物事犯の現状や防止策、再犯防止対策等を教えていただきたい。

何か私達にもできることがあるかも知れません。

また、外国からの密輸入、水際対策等も含めて教えていただきたい。

【警察】

再犯防止対策としましては、病院施設への入所を促す等の働き掛けを行っています。

住民の方をお願いしたいのは、薬物使用の噂や目撃等があれば、警察に情報提供をしていただきたいということです。

薬物事犯は暴力団等による組織犯罪であり、また、薬物乱用者は、薬物の影響で暴れる可能性もあるため、自ら解決しようとするのは危険です。

外国からの密輸入等に対しましては警察の薬物対策課や、麻薬取締局、税関等によるコントロールド・デリバリー等の水際対策を実施しています。

(3) 交番相談員について

【委員】

先日、ある女性が財布を落としました。

親切な人が交番に届けてくれて交番から連絡をもらい、受取りに行くと、その交番にいた警察官の制服を着ていない方から返還を受けたそうです。

交番にはそのような人も勤務しておられるのか教えてください。

【警察】

交番の中には、制服を着用していない職員が勤務している交番もあ

ります。

その職員は「交番相談員」と言い、左胸には、「交番相談員」であることと、「名前」を記載した「識別証」を付けて、身分が分かるようにしています。

(4) 防犯テープの提供について

【委員】

青パト乗車で児童の登下校の見守りボランティアをしています。

テープの音声で注意喚起をしたり、声掛けをしています。

1時間ほど町内を回るので、

20分程で登校時間が終わりますので、残りの時間でオレオレ詐欺防止等の音声を流せたらと考えています。

この音声を警察で製作してもらい、提供していただけるのでしょうか。

【警察】

まず、御要望の音源は、警察で御用意することは可能です。

府警本部から配布されている広報CDか中堺署員が直接吹き込む音源を用意することになりますが、警察では、CDやSDカード等の記録媒体を新たに御用意することはできません。

なお、青色防犯パトロール活動事業を管轄する中区役所自治推進課の担当者に確認したところ、全ての青色防犯パトロール団体に渡せるような再生用媒体は無いそうですが、個別の相談には応じられるという回答を得ていますので、お問い合わせをお願いいたします。

(5) 殺害予告等の脅迫事件の捜査について

【委員】

以前、登校中の小学生の殺害予告、学校に対する脅迫事件があり、警戒活動をお願いしました。

このような事件の場合、警察はどこまで捜査できるのですか。

【警察】

小学校や堺市等に対する威力業務妨害事件として捜査することになります。

犯人検挙のため、通信手段等に対する必要な捜査を尽くします。

その他の活動として、安まちアプリの配信、登下校時における制服及び私服警察官による警戒検挙活動を行っています。

(6) 児童が犯罪に巻き込まれることを防止するための警察から学校に対する取組みについて

【委員】

近年、中学生や小学校高学年の児童等がスマートフォンの誤った使い方をして犯罪に巻き込まれたというニュースを耳にしますが、学校の授業等に取り入れてもらう等、警察から学校に対する取組み等はあるのですか。

堺市西区ではP T Aも巻き込んで取り組んでいると聞きました。

【警察】

当署から、小学生（6年生）に対して年1回の非行防止教室を行っており、その際に、スマートフォン利用に関する犯罪等について説明しています。

また、月1回開催される学警連絡会で中学校（一部の小学校と高校を含む）、教育委員会と会合を持ち、発生した犯罪等について情報共有等を行っています。

また、警察本部のサイバーセキュリティ対策課でも、学校からの要望を受けて、小学校高学年児童を対象とした「サイバー防犯教室」を開いています。

サイバー防犯教室では、希望があれば保護者の方も参加可能です。

一方で、NTTドコモ等のキャリアでも、小中高校生やその保護者教員を対象とした「スマホ・ケータイ安全教室」を行っており、学校によっては、そちらに依頼しているところもあると聞いています。

(7) 電動バイク等の取締り及び学校への安全指導について

【委員】

今後増えると思われる電動キックボードやペダル付き原動機付自転車等の取締りについて教えてください。

また、学校等への自転車の交通安全指導の強化について聞かせていただきたい。

【警察】

令和4年中における電動キックボード等の指導取締りについては、隣接署等と連携して計画の上、実施しています。

本年中の当署における指導警告については本日時点で警告4件で、警告に満たない指導は1件となっており、電動キックボードやペダル付き原動機付自転車の切符告知件数は0件です。

学校等への取組みとしては、中区の小学校を順次訪問し、交通安全教育を実施する際に、併せて「自転車の乗り方教室」という教室を開催して、自転車の安全利用について、堺市と合同で安全教育を行っています。

今後も引き続き、自転車安全利用について教育指導を行って参りま

議事概要

す。

自転車乗車に関して、委員の方々にお願いがあります。

本年4月27日に公布された、全年齢に対するヘルメット着用努力義務が明記された改正道路交通法の施行まで1年を切りました。

これまでは、堺市条例により、ヘルメット着用努力義務が定められていましたが、まだまだヘルメット着用率は低いというのが実状です。

当署としまして、自転車乗車時のヘルメット着用をより一層呼び掛けているところではありますが、委員の方々からも住民の方に周知していただく等、御協力をよろしく申し上げます。

5 犯罪被害者週間について

【警察】

11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。

「犯罪被害者週間」は、犯罪被害者やその御家族が置かれている状況や平穏な生活を取り戻すための配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

犯罪被害者やその御家族が、再び平穏に暮らせるようになるためには、国民一人ひとりの御理解と御協力が必要です。

誰もが安心して暮らせる社会へみなさんの御協力をお願いします。